

金融

普及する金融サービスと制度改革

利便性高まる インターネット バンキング

賢く利用しよう！ 新時代の金融システム

ネット犯罪には十分注意を

最近では金融機関に行かなくても取引ができる
サービスが増えています。
今回はインターネットバンキングのサービスを紹介します。

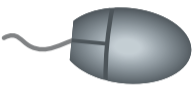
インターネットバンキング

インターネットを使って金融機関の店舗に行かなくても、営業時間外でも取引できるサービスがインターネットバンキングです。最近では、インターネット専用銀行や、インターネットとコンビニなどに設置したATMだけで業務を行う金融機関も出てきています。また、携帯電話の画面で残高照会や入出金照会、振込みや振替えなどができるサービス（モバイルバンキング）も提供されています。

多くの金融機関においてサービスが提供されていますが、このうち振込みについては、混雑の緩和、処理集中の分散、業務の省力化を促進するため、実店舗利用の場合（金融機関によってはATM利用時を含む）に比べて手数料が割安に設定されている場合が多くなっています。

また、利便性や収益力向上のため、以下のサービスが行われている場合もありますので、確かめてみてはどうですか。

- ★金融商品（定期預金、外貨預金、投資信託など）の申し込み・売買。
- ★ローン申し込み。
- ★宝くじの購入。
- ★公共料金口座振り替えの申し込み。
- ★ペイジー（Pay Easy）など。



インターネットバンキングの注意点

便利なサービスがある半面、インターネットバンキングでの金融犯罪が年々増加しています。パスワードや暗証番号によってセキュリティ対策が行われていますが、これらのパスワードなどが不正に盗まれ、預金が不正に払戻されたりする被害が出ています。そこで次の点に注意してください。



1. スパイウェアに注意
2. 金融機関を装った電子メール詐欺に注意
3. 金融機関を偽装して郵送されるCD-ROMに注意
4. 振込限度額の設定、パスワードの入力

以上が主な点ですので、詳しくは一度取引金融機関に聞いてください。

このようなインターネットバンキングは若者世代を中心に年々広がりを見せ、利用者は増加の一途を辿っています。窓口やATMと比較して、在宅でできること、土日休日や夜間早期でも利用できるメリットがあります。使出すと非常に便利なサービスといえます。しかし、金融犯罪にあつた場合、金融機関によっては補償がバラバラであり注意も必要です。預金者保護の観点から金融庁もこの問題に対して検討しています。

6月18日(金) から施行!

あなたは 知っていますか?

大幅改正の新貸金業法。

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者の業務について定めている法律です。

この法律は、近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまつ「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題（「多重債務問題」）となつたことから、これを解決するため、平成18年、従来の法律が抜本的に改正され、この貸金業法がつくられました。平成22年6月18日から施行されます。



新しい貸金業法のポイント

新しい貸金業法のポイントを見てみましょう。

- ① 総量規制……借り過ぎ・貸し過ぎの防止
 - ・借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れができなくなります。
 - ・借入れの際、基本的に、「年収を証明する書類（源泉徴収票や給与明細など）」が必要となります。
- ② 上限金利の引下げ
 - ・法律上の上限金利が、29.2%から、借入れ金額に応じて15%～20%に引き下げられます。
- ③ 貸金業者に対する規制の強化
 - ・法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある者（貸金業務取扱主任者）を営業所に置くことが必要となります。

一般消費者の皆さんにとって、特に重要なのは、①の「総量規制」と②の「上限金利の引き下げ」です。

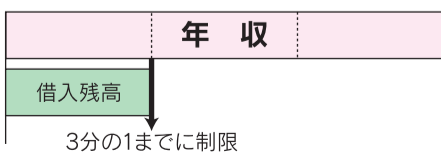
総量規制とは

総量規制とは、借りることのできる額の総額に制限を設ける新しい規制です。この新しい規制は、平成22年6月18日から実施されます。

具体的には、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れをすることができなくなります。ただし、すでに、年収の3分の1を超える借入れ残高があるからといって、その超えている部分について、すぐに返済を求められるわけではありません。

この総量規制が適用されるのは、貸金業者から個人が借入れを行う場合です。銀行・信用金庫・信用組合などからの借入れや法人名義での借入れは対象外です。

また、住宅ローンなど、一般に低金利で返済期間が長く、定期的である一部の貸付けについては、総量規制は適用されません。



上限金利の引下げとは

- ① 利息制限法の上限金利（超過すると民事上無効）：貸付額に応じ15%～20%
- ② 出資法の上限金利（超過すると刑事罰）：改正前は29.2%の2つがあります。

これまで、貸金業者の場合、この出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯でも、一定の要件を満たすと有効となっていました。これが、いわゆる「グレーゾーン金利」です。

これが、金利負担の軽減という考えから、今回の改正により、平成22年6月18日以降、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されます。これによって、上限金利は利息制限法の水準（貸付額に応じ15%～20%）となります。

